

様 式

開発事業、土取り等に係る公害防止対策協議書

平成 23 年 1 月 31 日

(あて先) 札幌市環境局環境管理担当部長

申請者住所 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌特建工業株式会社

氏名 代表取締役 札幌 一郎(代表印)

下記 1 の開発事業、土取り等の施行にあたって、平成 22 年度第 17 回札幌市宅地指導委員会事前審査専門部会において協議することとされた下記 2 の事項について、下記 3 のとおり公害防止対策を講ずることを協議します。

記

1 開発事業の概要

- (1) 開発事業(土取り等)区域の住所 中央区北 1 条西 2 丁目 番地
- (2) 開発事業(土取り等)区域の面積 0.50 ha
- (3) 用途地域 商業地域
- (4) 予定建築物 一般住宅(区画) その他(事業所ビル)
- (5) 設計者 開発コンサルタント(株)(電話 211-2882) 担当者 佐藤
- (6) 施工者 開発土建工業(株) (電話 211-2879) 担当者 齋藤
- (7) 工期 平成 23 年 3 月 ~ 平成 23 年 5 月
- (8) 開発(土取り)区域の地形 ほぼ平坦な草地(高低差 0.5 m)
- (9) 開発(土取り)区域の土地利用状況
- (10) 主な土質 火山灰 レキ 砂 粘土 泥炭 他()
- (11) 土砂の切盛り 無 有(切り 250 m³ 盛り 550 m³)
- (12) 土砂の搬出入 搬出 m³ 搬入 300 m³ (搬入土の種類 火山灰)
- (13) 現場に最も近接する住宅等の距離 15 m

2 協議事項

- (1) 造成工事に伴う粉じん及び騒音防止対策について
- (2) 予定建築物に対する都市計画道路(通)からの自動車騒音防止対策について
- (3) 計画店舗等からの周辺住民に対する悪臭・騒音防止対策について
- (4) 地下水を使用する場合又は地下掘削工事を行う場合について
- (5) 土壌汚染対策法に基づく届出について

3 協議内容（公害防止対策）

(1) 造成工事に伴う粉じん及び騒音防止対策について

ア 敷地境界の防じん・防音対策（設置位置は、造成計画平面図に記載のとおり）

仮設塀（高さ 2 m 材質 鋼板 ）

防じんネット（高さ 2 m）

その他（ ）

特になし（理由： ）

イ 工事に伴う粉じん対策

散水（ 散水車 1台 市水道 その他（ ））

塩カル散布 踏み固め 強風時の作業自粛

工事終了後の種子吹き付け 芝張り

土砂運搬時の道路清掃 その他（ ）

ウ 建設機械を使用する際の騒音対策

低騒音型重機の使用 工事現場及び周辺道路での徐行の励行

乱暴な操作、エンジンの空ぶかし及び不要なアイドリングの防止

その他（ ）

エ 作業時間等

(ア) 作業時間

・平日 8時～18時 ・日、祝日 9時～17時

(イ) 建設機械を使用する作業時間

使用する

・平日 9時～17時 ・日、祝日 10時～16時

使用しない

参考：「開発事業、土取り等に係る公害防止対策指導指針」で規定する建設機械等を使用する作業時間

開発区域	日・祝日	平日
住居系地域	10時～17時	9時～17時
その他の地域	9時～17時	8時～18時

(ウ) 日、祝日の作業

全休 第1,3週休 無休

(2) 予定建築物に対する都市計画道路（ ）からの自動車騒音防止対策について

(3) 計画店舗等からの周辺住民に対する騒音・悪臭防止対策について

ア 騒音防止対策

騒音発生施設の防音対策（ ）

室外機設置位置の配慮（隣接した住宅がない北側の屋上に設置）

- 特に配慮する必要なし（理由： ）
その他（ ）
- イ 悪臭防止対策
- 脱臭装置の設置（ **活性炭を利用した脱臭装置を設置** ）
排気ダクト位置の配慮（ ）
特に配慮する必要なし（理由： ）
その他（ ）
- (4) 地下水を使用する場合又は地下掘削工事を行う場合について
- ア 地下水を使用する場合
- 既に届出済み（届出受理日 平成 年 月 日）
- 揚水機（ポンプ）の吐出口面積（複数の場合はその合計）が6 cm²を超える
上記規模未満
- イ 地下掘削工事を行う場合
- 既に届出済み（届出受理日 平成 年 月 日）
（開削工事を行う場合であって）掘削する地表面積が1,000 m²以上
（推進工事を行う場合であって）掘削する土の体積が1,000 m³以上
- 上記規模未満（生活道路工事等、明らかにゆう出水がない場合を含む）
- (5) 土壌汚染対策法に基づく届出について
- 既に届出済み（届出受理日 平成 年 月 日）
形質変更（掘削と盛土）の面積が3,000 m²以上（関連整備区域を含む）
- 上記規模未満
- (6) その他
- ア 付近住民への周知方法
- 個別訪問による周知（範囲：**当該土地に接している住宅等**）
 文書による周知（範囲：**マンション等周辺住宅（詳細は別添図面参照）**）
周知しない（理由： ）
 その他（**上記周知の他に、該当する町内会への周知**）
- イ 苦情発生時の対応
- 苦情に対しては現場責任者が誠意を持って対応する。**
- 4 添付書類
- (1) 開発区域位置図
(2) 現況図（周囲の建物の位置と地盤の高さがわかるもの）
(3) 造成計画平面図
(4) 全工程表（建設機械等の使用予定についても記入のこと）